

危機管理 Insights Vol.26

【教育／保育業界必見！】こども性暴力防止法（いわゆる日本版 DBS） 施行ガイドラインの概要と実務上のポイント①－対象事業・対象業務と認定等－

2026年5月29日

弁護士 坂尾 佑平
弁護士 笠井 菜穂子

令和8年1月、こども家庭庁は「[こども性暴力防止法施行ガイドライン](#)」（以下「本ガイドライン」といいます。）を公表しました。本ガイドラインは、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（こども性暴力防止法）（令和6年法律第69号。以下「法」といいます。）及びその下位法令の解釈を詳細に示すもので、全338ページに及ぶ包括的な内容となっています。

本ガイドラインの内容は、令和7年4月に設置された「こども性暴力防止法施行準備検討会」における議論を経て、同年9月に公表された「[中間とりまとめ](#)」（以下「中間とりまとめ」といいます。）での整理を踏まえて策定されました。中間とりまとめの段階では「ガイドラインにて記載する」とされていた多数の事項について、本ガイドラインで初めて具体的な解釈・例示が示されています。もっとも、本ガイドラインの内容自体が相当な複雑さを有する上に、実際に実務を運用するにあたっては、個別の事案ごとに難しい判断を求められる場面が少なくなく、解釈上・運用上の論点は多岐にわたります。そのため、まずは教育・保育業界の事業者において、法の施行日（令和8年12月25日）までに本ガイドラインの内容をきちんと把握しておく必要があります。

本稿では、本ガイドラインによって初めて明確化・追加された事項を中心に解説します。各論点の冒頭には、中間とりまとめでの整理内容を前提として簡潔に説明の上、ガイドラインによる追加・明確化の内容を詳しく解説します。法の全体像については「[【速報：教育／保育業界必見！】危機管理 Insights Vol.18『「日本版 DBS」のポイント①－新法の全体像と勘所－』](#)」、学校設置者等が講ずべき措置については「[【教育／保育業界必見！】危機管理 Insights Vol.19『日本版 DBS のポイント②－学校設置者等が講ずべき措置等－』](#)」、民間教育保育等事業者の認定制度・認定事業者等が講ずべき措置については「[【教育／保育業界必見！】危機管理 Insights Vol.20『日本版 DBS のポイント③－民間教育保育等事業者の認定と認定事業者等が講ずべき措置－』](#)」も併せてご参照ください。

目次

1. ガイドラインの全体像
2. 制度対象－対象事業・対象業務の範囲
 - (1) 対象事業の範囲
 - (2) 対象業務の範囲（教員等・教育保育等従事者）
3. 認定等－基準・手続・手数料・認定マーク
4. おわりに

1. ガイドラインの全体像

本ガイドラインは、下表の 10 章から構成されており、本法の定義から始まり、対象事業・業務の解釈、認定手続、各種安全確保措置、情報管理、監督に至るまで、法やその下位法令の解釈を示しながら制度の全体像を見える化しています。

章	表題	主な内容
I	目的・責務等	本法の目的、事業者・国の責務
II	定義	「児童等」「児童対象性暴力等」「不適切な行為」「特定性犯罪」
III	対象事業・対象業務	学校設置者等・民間教育保育等事業者・教員等・教育保育等従事者の範囲
IV	認定等	民間事業者の認定申請・基準・手続・取消し
V	安全確保措置①	未然防止、早期把握・相談、調査、保護・支援、研修
VI	安全確保措置②	犯罪事実確認（期限、手続、いとま特例、罰則）
VII	安全確保措置③	防止措置（おそれの判断、措置内容、労働法制上の留意点）
VIII	情報管理措置	犯罪事実確認記録等の管理・廃棄・漏えい報告
IX	監督等	こども家庭庁・所轄庁の役割分担、帳簿・定期報告、罰則
X	その他	役割分担、施行時現職者の確認、システム登録

法の解釈に疑問が生じた場合には、まず本ガイドラインの該当箇所を確認していくことになります。

2. 制度対象－対象事業・対象業務の範囲

(1) 対象事業の範囲

前提として、中間とりまとめでは、大要、以下の整理がなされました。

- 対象事業は、大きく学校設置者等、民間教育保育等事業者の 2 つに分けられる。
- 民間教育保育等事業者は、法第 2 条第 5 項各号に列挙されている。
- そのうち、民間教育事業（法第 2 条第 5 項第 3 号）は、学習塾・スポーツクラブ・ダンススクール等、法律上定義のない事業を広く対象とする類型である。
- 民間教育事業に該当するためには、支配性・継続性・閉鎖性の観点も踏まえ、①児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業であること、②修業期間が 6 か月以上であること、③対面指導であること、④事業者指定の場所において指導を行うこと、⑤指導者の数が政令で定める人数以上であること、の 5 要件を満たす必要があるとされていた。

本ガイドラインで明確化された解釈のうち、特に押さえておくべきポイントは以下の 3 点です。

ア ガイドラインでの明確化①：支配性・継続性・閉鎖性の具体的解釈

本ガイドライン 41 頁では、支配性・継続性・閉鎖性の具体的解釈として以下が示されました。実務上疑義が生じる懸念のある部分も詳しく補足されています。

3要件	具体的解釈
支配性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務上、児童等と接する中で、指導、コミュニケーション等を通じて、優越的立場に立つ機会が想定される場合には、支配性があるものとして判断すること ・ また、従事者と児童等が、日々顔を合わせ、会話等を不定期に行うのみであっても、成人とこどもという関係上、自然と支配性は生じ得るものであるため、業務の中で児童等と接する機会が継続的にある場合には、原則として、支配性があるものとして判断すること
継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的、定期的、その他継続性をもって（不定期であっても反復継続が見込まれる場合など）児童等と接する機会が想定される業務や、法律に明記されている教諭、保育士等のように一般的に継続性をもって児童等に接することが想定されている業務については、（短期・長期の従事であるか否かにかかわらず、）継続性があるものとして判断すること ・ 一方、年に1回のイベント講師や、緊急時に突発的に接する場合など、児童等との接触が一時的であるものは、継続性がないと判断し得ること
閉鎖性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の職員や保護者等が同席しないなど、第三者の目に触れない状況で児童等と接する（※）機会が生じ得る場合（従事者一人に対して児童等が複数の場合を含む。）には、閉鎖性があるものとして判断すること ・ 一方、災害、急な事故などにより、突発的かつ一時的に閉鎖環境が発生するものは、閉鎖性がないと判断し得ること <p>※SNSやコミュニケーションアプリ、学習ツール等を通じたオンラインでの接触も含む（録画配信など児童等とのやりとりが生じないものは除く。）</p>

引用：[本ガイドライン](#) 41 頁図表 5（太字は引用者によるもの）

イ ガイドラインでの明確化②：民間教育事業該当性各要件の具体的解釈

また、本ガイドライン 53 頁以下では、民間教育保育等事業のうち、特に様々な形態が想定される「民間教育事業」該当性 5 要件の具体的解釈として以下が示されました。

➤ 要件①（教授事業性）

児童等に対して技芸・知識の教授を行っているか、行うことを目的としていることが必要。大人・児童等双方を対象とする事業は対象として認められるが、大人のみを対象とした事業に児童等が例外的に参加しているだけの場合は対象とされない。芸能事務所のダンス指導、こども食堂の学習支援等も要件を満たせば対象となり得る。

➤ **要件②（修業期間 6 か月以上）**

次の3つの要件を全て満たすことが必要。①6か月以上の期間にわたって事業を実施、②当該期間に複数回事業（教授）を行う、③同一の児童等が複数回参加することが可能。そのため、例えば月 1 回のレッスンがあるダンススクールがこれに含まれるほか、夏休みに 1 泊 2 日のキャンプを行い、冬休みにスキー合宿を実施するなど、一連のプログラムとして年内に複数回事業を実施し、かつ同一の児童等が複数回参加することが可能であるものも対象となるが、7 月と 12 月にそれぞれ独立した別々のプログラムを 1 回ずつ実施するだけでは対象とならない。

➤ **要件③（対面指導）**

児童と直接接する環境であることを求める観点から定められた要件。そのため、オンラインを基本としつつも、児童等の要望に応じて対面指導を行うことが想定される事業も対象となり得る。

➤ **要件④（事業者指定の場所）**

児童等の自宅は除かれる。保護者等ではなく事業者が指定した場所（オフィス・従業者の自宅・カフェ・公民館等の個室・公園・山・海等も含む）とする。

➤ **要件⑤（指導者数）**

雇用の有無・形態を問わず、派遣労働者・ボランティアを含め、芸芸・知識の教授に従事している者の合計が 3 人以上であることを要件とする。

ウ ガイドラインでの明確化③：ベビーシッター・家庭教師の取扱い

本ガイドライン 56 頁以下において、ベビーシッター、家庭教師の取扱いについては、以下のとおり示されました。

➤ **ベビーシッターマッチングサイト**

前提として、個人のベビーシッターは、民間教育保育等事業のうちの「認可外保育事業」に該当しない。一方、ベビーシッターを掲載するマッチングサイトの運営者が、個人のベビーシッターとの間で委託契約を締結し、自ら保育の提供事業者となる場合、当該運営者が児童福祉法上の認可外保育施設の届出対象となる旨の関連指針の改正が行われ、「認可外保育事業」に該当するものとされる。

➤ **家庭教師派遣事業**

個人の家庭教師と委託契約を結ぶ派遣事業者が民間教育事業 5 要件を満たす場合は民間教育事業として認定対象となる。家庭教師が自宅以外（教室・シェアオフィス等）でも指導することがあれば要件④（事業者指定の場所）を満たし得る。

(2) 対象業務の範囲（教員等・教育保育等従事者）

前提として、中間とりまとめでは、大要、以下の整理がなされました。

- 教員・保育士等、児童等に常に接する職種は一律対象とされていた。

- 事務職員・送迎バスの運転手等、学校設置者等ごとに児童等に日常的に接するかが異なる職種については、支配性・継続性・閉鎖性を満たすものであれば対象にすることが適当と整理されていたが、職種ごとの具体的なリストは、ガイドラインにて示すこととされていた。
- 当該職種に就く従事者自身が、犯罪事実確認等の対象となるかについて事前に把握できるよう、学校設置者等は、新規採用者に対して募集段階で、現職者は施行日までに、書面等によって対象職種となり得る旨を従事者本人に通知することとされた。

本ガイドラインで明確化された解釈のうち、特に押さえておくべきポイントは以下の2点です。

ア ガイドラインでの明確化①：職種別3分類リストの提示

各施設・事業の職種を「①全員対象」「②一部対象になり得る」「③対象外」の3分類で整理したリストが初めて示されました（「教員等」については、本ガイドライン42頁以下で、「民間教育保育等事業者」については、本ガイドライン60頁以下で、詳細なリストが明示されています。）。

なお、「②一部対象になり得る」職種については、支配性・継続性・閉鎖性の3要件を踏まえ、各事業者が業務実態に応じて判断・特定することが求められます。

分類	内容	実務上の対応
①職種全体が対象	当該職種の全員が対象業務従事者に該当	全員について犯罪事実確認が必要
②職種の一部が対象になり得る	支配性・継続性・閉鎖性の観点から、業務実態次第で対象になる者と対象外の者が混在する職種	各事業者が実態に応じて判断・特定。対象となる従事者には、新規採用者は募集段階で、現職者は施行日（令和8年12月25日）までに書面等で通知
③対象外	対象業務に従事しない	犯罪事実確認不要

支配性・継続性・閉鎖性を踏まえた「②一部対象になり得る」職種としては、下表の考え方が示されています。

職種	考え方
事務職員	保護者と職員が面談する際に、別室で児童等の面倒を見るなど、例外的な場面で児童等と接触することが業務として想定される者は対象となるが、電話対応や書類整理のみを行い児童等との接触がほとんど想定されない者は対象外となる。
送迎バス運転手	日々の送迎業務において、他の職員が同席しないバスで児童等に会話等を通じて接触することが想定される者は対象となるが、児童等の送迎を行うものの他の職員の同乗が前提であり、第三者の同席なく児童等に接することがほとんど想定されない者は対象外となる。
受付業務員	児童等への日常的な対応業務の中で、他の職員が同席しない状況で児童等に会話等を通じて接触することが想定される者は対象となるが、来客対応や電話対応のみを行い、児童等との接触がほとんど想定されない者は対象外となる。
警備員	他の職員が目が届かないところも含めて施設内を日常的に巡回し、児童等に会話を通じて接触することが想定される者は対象となるが、人の往来の多い校門や施設外の警備のみで、児童等との接触がほとんど想定されない者は対象外となる。

イ ガイドラインでの明確化②：実習生・短期従事者の取扱い

本ガイドライン 68 頁以下では、実習生、短期従事者の取扱いについて、以下のとおり示されております。

➤ 実習生

大学等の実習計画において原則として一対一にさせないことが位置づけられ、指導教員の監督下で接することが担保されていれば犯罪事実確認は不要。ただし、児童等と一対一となることが実習上予定されている場合や長期実習の場合は犯罪事実確認の対象となる。教育実習生・保育実習生（通常 3 週間程度）は、大学等が実習計画において児童等と一対一にさせないこととすれば犯罪事実確認不要となる。

➤ スポットバイト・ボランティア等

従事期間が 1 日や数日等短いとしても、従事期間の長短による例外は設けない。教員等又は教育保育等従事者に該当する限り、支配性・継続性・閉鎖性の 3 要件を満たせば対象となる。

3. 認定等 – 基準・手続・手数料・認定マーク

前提として、中間とりまとめでは、大要、以下の整理がなされました。

- 民間教育保育等事業者は、学校設置者等が講ずべき措置と同等の体制が確保されている場合にこども家庭庁の認定を受けられる（法第 19 条第 1 項）。
- 認定は、民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等を防止するための措置の実施を図るための仕組みである。
- 認定基準は以下の①から⑥の基準に適合する場合である。
 - ① 犯罪事実確認を適切に実施するための体制の整備
 - ② 児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかを早期に把握するための措置の実施
 - ③ 児童等が容易に相談を行うことができるようにするために必要な措置の実施
 - ④ 児童対象性暴力等対処規程の作成
 - ⑤ 教育保育等従事者への研修受講
 - ⑥ 情報管理措置の実施
- 申請手続、認定の表示等についての大枠は中間とりまとめ案で示されていたが、手数料・認定マーク等はガイドラインにて示すとされていた。

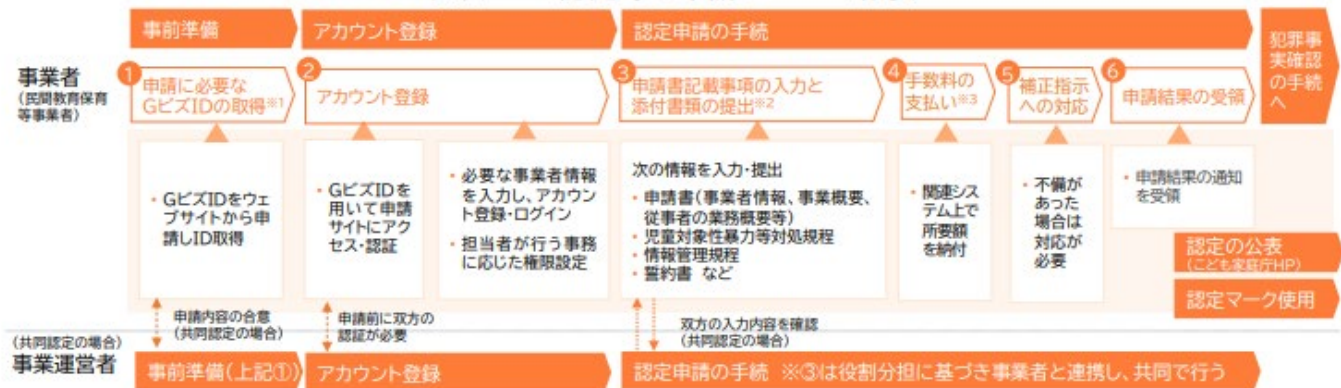
本ガイドラインで明確化された解釈のうち、特に押さえておくべきポイントは以下の 6 点です。

ア ガイドラインでの明確化：認定等の詳細

標準処理期間	1か月から2か月程度
申請方法	オンライン申請（こども家庭庁の新システムを利用）
認定手数料	1事業あたり3万円（人件費・システム経費等の実費を勘案して設定。なお、犯罪事実確認に手数料は要しない。）
認定情報の公表	認定事業者の詳細一覧をこども家庭庁のウェブサイトで公表。
認定マーク	認定事業者は、認定等事業に関する児童等の募集案内・事業所の受付や看板・認定等事業のウェブサイトにて認定事業者マークを表示できる。
認定の取消し	認定基準への不適合・虚偽申請等の場合に取消し可能。取消しはこども家庭庁ウェブサイトで公表。

また、認定フローの概要は以下のとおり図示されており、実務上参考となります。

図表 14 認定等の申請フローの概要



引用：本ガイドライン 88 頁

4. おわりに

本稿では、対象事業・対象業務が何であるかという入口の部分、及び民間教育保育等事業者が認定等を取得するための申請手続の部分解説しました。教育・保育業界の事業者で法の施行日までの準備に不安がある方は、まずは自社の想定とガイドラインとの間にずれがないかを検討するところから始めることをおすすめします。本稿がその一助になりましたら幸いです。

本ニュースレターは、法務等に関するアドバイスの提供を目的とするものではありません。具体的な案件に関するご相談は、弁護士等の専門家へ必ずご相談いただきますよう、お願いいたします。また、本ニュースレターの見解は執筆者個人の見解であり、当事務所の見解ではありません。